

4. 事業所承認規則における改正点の解説 (塗装システムの認定試験事業所)

1. はじめに

2008年5月29日付及び同年9月5日付一部改正により改正されている事業所承認規則中、塗装システムの認定試験事業所に関する事項について、その内容を解説する。なお、両者の改正は、2008年1月1日から適用されている。

2. 改正の背景

IACSは、板厚計測事業所、水中検査事業所等のサービスの提供事業所に対して、当該事業所が必要な能力を有していることを確認するため、事業所承認に関する要件を統一規則Z17として定めている。

IACSは、IMO 塗装性能基準（IMO 決議MSC.215(82)）による塗装システムの認定試験事業所に関する承認の要件を統一規則Z17に新たに加え、2007年11月に 統一規則Z17 (Rev.7)として採択した。

このため、IACS統一規則Z17 (Rev.7)に基づき、2008年5月29日付で関連規定を改めた。

また、2008年2月に開催された第4回の塗装に関するIACSの専門家会議（IACS EG/Coating会議）において、塗料システムのクロスオーバー試験を実施する試験機関（塗料メーカーが行う場合を含む）に対しても、IACS統一規則Z17を適用することが合意されたことから、上記会議での合意事項に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 3編1.1.1及び9章に、塗装システムの認定試験事業所に対する承認の要件を定めた。
- (2) 3編1.1.1-1.(7) (外国籍船舶用：3編1.1.1-1.(8)) に、クロスオーバー試験を実施する試験機関（塗料メーカーが行う場合を含む）に対しても、塗装システムの認定試験事業所に関する承認の要件を適用する必要がある旨明記した。

5. 鋼船規則B編及び関連検査要領における改正点の解説 (予防保全方式によるプロペラ軸の検査)

1. はじめに

2008年9月5日付一部改正により改正されている鋼船規則B編及び同検査要領中、予防保全方式によるプロペラ軸の検査に関する事項についてその内容を解説する。本改正は、2008年9月5日から適用されている。

2. 改正の背景

プロペラ軸の検査に関する現行規定では、プロペラ軸系の潤滑状態を監視及び診断する予防保全管理方式（以下、「PSCM」という。）を採用する船舶にあっては、診断結果が良好である場合、検査においてプロペラ軸の抜き出しは省略できることとなっている。一方、PSCMを採用する船舶であっても、プロペラ軸の検査においてプロペラ軸のテーパー大端部の非破壊検査及びプロペラボス内面の外観検査等については通常の船舶と同様に要求される。近年、船舶の推進性能向上及び省エネを目的として、プロペラと舵板との距離が短い設計の船舶が登場してきており、このような船舶にあってはプロペラ軸を抜き出さない限り、プロペラボス内面全体の外観検査ができないため、実質的に

PSCMを採用した場合であってもプロペラ軸を抜き出す必要がある。今後このような設計の船舶が増加することが予想されることを考慮し、PSCMを採用する船舶にあって、プロペラ軸を抜き出さないとプロペラを完全に取り外すことが困難な船舶にあっては、プロペラを可能な範囲で取り外した状態で検査が行えるよう関連規定を改めた。

3. 改正の内容

本会が適当と認める場合は、プロペラボスのプロペラ軸テーパー部との接触面の外観検査を一部省略して差し支えない旨を鋼船規則B編8.1.3に定めた。

また、「本会が適当と認める場合」とは、プロペラと舵板の距離の関係上、プロペラ軸を抜き出さないとプロペラを完全に取り外すことができない場合であって、かつ、検査においてスリップ等の異常が認められない場合である旨同検査要領B8.1.3-3に定めた。ただし、この場合であってもプロペラを可能な範囲で取り外して、状況確認を行わなければならない。